

令和4年度 第1回  
福岡市立学校通学区域審議会次第

日 時：令和4年7月14日（木）11時  
オンライン開催  
事務局場所：市役所11階 教育委員会会議室

1 開 会

2 教育委員会あいさつ

3 新任委員紹介

4 議 事

諮問

- アイランドシティ地区新設小学校（仮称）の通学区域の設定について
- 照葉北小学校及び照葉小学校の通学区域の一部変更について

5 閉 会



令和4年度 第1回

福岡市立学校通学区域審議会資料

福岡市教育委員会

# 目 次

## 1 諮問

アイランドシティ地区新設小学校（仮称）の通学区域の設定と 照葉北小学校及び照葉小学校の通学区域の一部変更について	… 3
---	-----

## 《参 考》

・福岡市立学校通学区域審議会の組織等に関する規則	… 7
・福岡市立学校通学区域審議会委員名簿	… 8

# 諮 問





教 通 区 第 28 号  
令和4年7月14日

福岡市立学校通学区域審議会 様

福岡市教育委員会

### 通学区域の設定について（諮問）

令和6年4月開校予定のアイランドシティ地区新設小学校（仮称）の通学区域の設定と照葉北小学校及び照葉小学校の通学区域の一部変更について、下記のとおり諮問いたします。

#### 記

## 1 アイランドシティ地区新設小学校（仮称）の通学区域の設定について

### （1）設定内容

ア アイランドシティ地区新設小学校（仮称）（以下「新設小学校」という。）の通学区域は、次の区域をもって設定する。

照葉北小学校の通学区域のうち、

香椎照葉五丁目、香椎照葉六丁目、みなと香椎一丁目から三丁目

香椎照葉七丁目 28 番 1、7、12、14、29 番 13、58、124 から 126、128、129

イ 新設小学校の中学校区は、照葉中学校区とする。

### （2）実施時期

新設小学校開校時の令和6年4月1日から実施する。

## 2 照葉北小学校及び照葉小学校の通学区域の一部変更について

### （1）設定内容

照葉北小学校の通学区域のうち、香椎照葉三丁目（香椎照葉三丁目1番、2番（2号から5号を除く））を照葉小学校の通学区域に変更する。

### （2）実施時期

令和6年4月1日から実施する。





## アイランドシティ地区新設小学校（仮称）の通学区域の設定と 照葉北小学校及び照葉小学校の通学区域の一部変更について

### 1 設定内容

- (1) アイランドシティ地区新設小学校（仮称）（以下「新設小学校」という。）の通学区域は、次の区域をもって設定する。  
照葉北小学校の通学区域のうち、  
香椎照葉五丁目、香椎照葉六丁目、みなと香椎一丁目から三丁目  
香椎照葉七丁目 28 番 1、7、12、14、29 番 13、58、124 から 126、128、129
- (2) 新設小学校の中学校区は、照葉中学校区とする。
- (3) 照葉北小学校の通学区域のうち、香椎照葉三丁目（香椎照葉三丁目 1 番、2 番（2 号から 5 号を除く））を照葉小学校の通学区域に変更する。

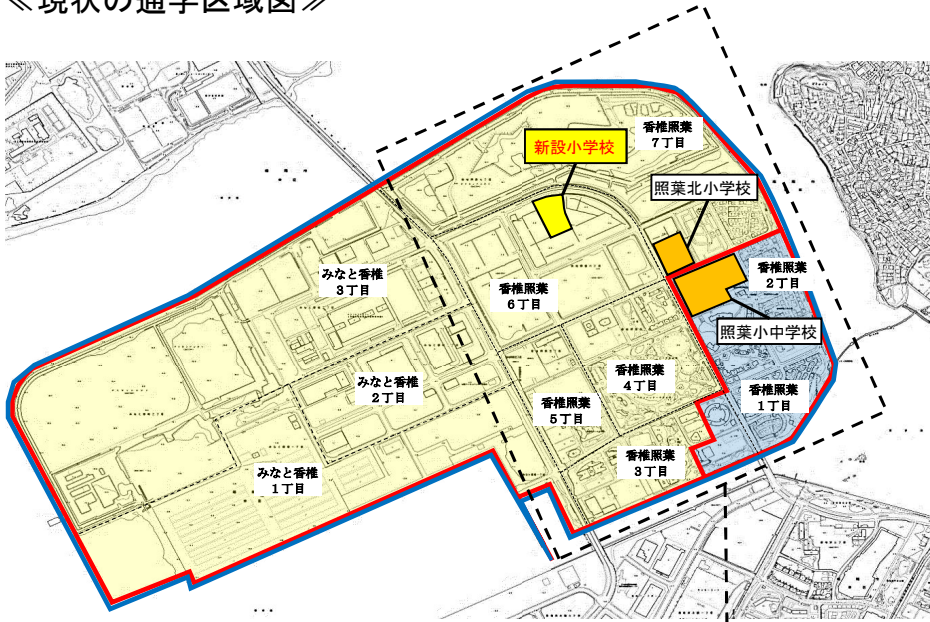
### 2 設定理由

- (1) アイランドシティ地区新設小学校（仮称）の通学区域の設定について  
アイランドシティ地区内では、今後も大規模な住宅開発が予定されており、照葉北小学校の児童数が増加し、31 学級以上の過大規模の状況が長期にわたり継続することが見込まれることから、学校規模の適正化を図るため、新設小学校を設置する。  
新設小学校はアイランドシティの北側に位置するため、周辺の香椎照葉 5 丁目、香椎照葉 6 丁目及び今後住宅開発が予定されている香椎照葉 7 丁目の一部を照葉北小学校の通学区域から、新設小学校の通学区域へ設定するもの。
- (2) 照葉北小学校及び照葉小学校の通学区域の一部変更について  
照葉小学校の通学区域では、今後大規模な住宅開発の予定がなく、児童数の減少が見込まれており、照葉北小学校の通学区域のうち、香椎照葉三丁目の区域を、照葉小学校の通学区域に変更することで、学校規模の平準化を図れることから、通学区域の変更を行うもの。

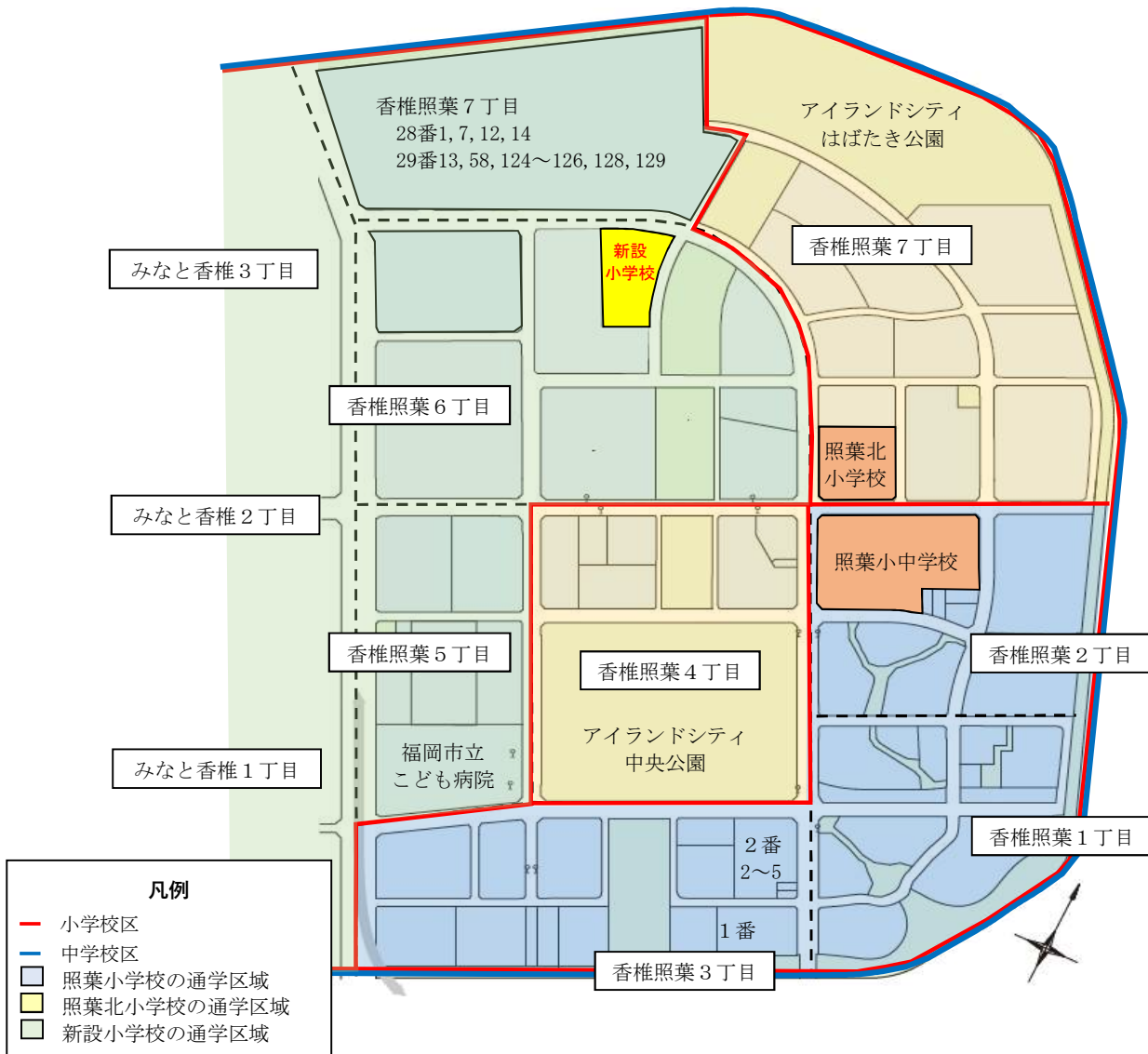
### 3 実施時期

新設小学校開校時の令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

《現状の通学区域図》



《設定後の通学区域図》



#### 4 新設小学校関係校の学級数・児童数推移と推計

＜推移＞各年度5月1時点実績

		H30	R1	R2	R3	R4
照葉北小学校	学級数		21	26	34	36
	児童数		598	759	907	1,034
照葉小学校	学級数	41	26	27	27	27
	児童数	1,286	760	759	777	744
照葉中学校	学級数	14	15	17	19	22
	生徒数	449	518	560	599	624

※特別支援学級含む

＜令和3年度 児童数推計＞

		R5	R6	R7	R8	R9
新設小学校	学級数		19	22	24	28
	児童数		450	532	604	746
照葉北小学校	学級数	45	30	30	31	34
	児童数	1,212	816	853	876	914
照葉小学校	学級数	27	34	33	32	31
	児童数	775	928	919	904	862
照葉中学校	学級数	21	23	25	28	30
	生徒数	680	743	796	889	961

※特別支援学級含む：R5年 照葉北小6学級、照葉小3学級、

R6年以降 新設小4学級、照葉北小4学級、照葉小4学級

#### 【参考】

##### (1) 今後のスケジュール

時 期	内 容
令和4年7月	教育委員会会議（付議） 「アイランドシティ地区新設小学校（仮称）の通学区域の設定」
令和5年2月	福岡市立小学校設置条例の一部を改正する条例案提出
令和6年4月	アイランドシティ地区新設小学校（仮称）開校

## (2) 通学区域の設定に関する地域・保護者との協議経過等

時 期	経 緯
令和3年5月30日	<b>第1回通学区域協議会の開催</b> ・通学区域に関する協議を行うため、照葉北校区の保護者・地域関係者・学校関係者からなる協議会を設置 ・通学区域設定の基本的な考え方等を決定
令和3年6月27日	<b>第2回通学区域協議会の開催</b> ・新設小学校通学区域案の提示、検討
令和3年8月8日～ 令和3年8月9日	<b>照葉北校区住民説明会の実施</b> ・照葉北校区の住民に対し、通学区域協議会の協議状況の説明を実施。 ※各自治会・町界ごとに説明会を実施（全5回）。
令和3年10月3日	<b>第3回通学区域協議会の開催</b> ・照葉小を含む通学区域設定の案を提示。
令和3年11月28日	<b>第4回通学区域協議会の開催</b> ・提示している2つの通学区域案に加え、さらに2案を提示。
令和3年12月14日～ 令和3年12月23日	<b>地域住民説明会</b> ・第4回通学区域協議会で提示した4つの案について、照葉北校区内でアンケートを実施。（約2,600世帯にアンケート配布、642件回答）
令和4年1月30日	<b>第5回通学区域協議会の開催</b> ・アンケート結果を参考に新設小の通学区域について検討を行い、新設小学校の通学区域案決定
令和4年2月21日	新設小学校の通学区域の設定については、照葉北校区自治協議会会長・副会長・こども・青少年部会会長、照葉北校区各自治会等会長・代表、照葉北小学校PTA会長・担当副会長、及び照葉校区自治協議会会長、照葉まちづくり協会会長、照葉小中学校PTA会長と確認書を締結。

## 参 考



## 福岡市立学校通学区域審議会の組織等に関する規則 (昭和31年福岡市教育委員会規則第3号)

(目的)

第1条 福岡市附属機関設置に関する条例(昭和28年福岡市条例第70号)別表に規定する福岡市立学校通学区域審議会(以下「審議会」という。)の組織等に関し必要な事項は別に定めがあるものを除く外、この規則の定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、福岡市立小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の通学区域の設定又は改廃に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を教育委員会に答申する。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、20名以内とし、次に掲げる者の中から委嘱する。

- (1) 福岡市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 福岡市立小学校及び中学校の父母教師会の会員(但し、第4、第5号該当者を除く。)
- (4) 福岡市立小学校及び中学校の校長
- (5) 福岡市立小学校及び中学校の教職員
- (6) 福岡市教育委員会事務局及び市長部局の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 前条第7号以外の委員の任期は2年とし、欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育環境部通学区域課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるものの外、議事の手続きその他運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

(略)

# 福岡市立学校通学区域審議会委員名簿

<敬称略>

任期：令和5年7月30日まで

委嘱区分	氏名	役職名
市議会議員	しらべ たかし 調 崇史	福岡市議会 議員
	やまぐち つよし 山口 剛司	福岡市議会 議員
	かわかみ たえ 川上 多恵	福岡市議会 議員
	ついちはら ようこ ついちはら 陽子	福岡市議会 議員
	ふくだ まもる 福田 まもる	福岡市議会 議員
学識経験者	こうづま しんじろう 高妻 紳二郎	福岡大学人文学部 教授
	いなば みゆき 稲葉 美由紀	九州大学基幹教育院人文社会科学部門 教授
	にしやま ひさこ 西山 久子	福岡教育大学大学院 教育学研究科 教授
	おいし しずお 尾石 静雄	福岡市公民館館長会 副会長
	いまい つなお 今井 是正	福岡市自治協議会等7区会長会 代表
	よしだ なおのぶ 吉田 直信	福岡市子ども会育成連合会 副会長
	いのうえ こうじ 井上 耕治	博多区青少年育成連絡会 会長
父母教師会代表	おかむら こうじ 岡村 耕二	福岡市PTA協議会 会長
	はたえ しんいち 波多江 真一	福岡市PTA協議会 副会長
	とよさわ えりな 豊澤 絵里奈	福岡市PTA協議会 副会長
学校長代表	にしむら あやこ 西村 綾子	松島小学校 校長
	おのむら リサ 小野村 リサ	青葉中学校 校長
教員代表	とみなが ようこ 富永 洋子	今津小学校 教頭
市職員代表	こまだ ひろよし 駒田 浩良	西区長